

請求人

A 様

倉敷市監査委員 原 実
倉敷市監査委員 長谷川 威
倉敷市監査委員 大 橋 賢
倉敷市監査委員 秋 田 安 幸

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年6月25日付けで請求を受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

倉敷市 A

2 請求書の受理日

平成30年6月25日

3 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

（1）請求内容（原文のまま）

請求の要旨

平成30年初旬頃に、倉敷市の固定資産税の課税徴収担当者は、住所地 岡山県倉敷市船穂町船穂●●●●番にある農地の課税を間違っ行き倉敷市に損害を与えた。

税務担当職員の仕事は、航空写真、現地調査で状況を把握し台帳と見比べて課税額を決定して徴収する仕事である。間違っ不適切なこの行為は10年以上前から行われていて適切な課税を怠っているものであり倉敷市に損害を与え続けている。この事は倉敷市職員の不作為である。現在担当者は変わっているが、当時の資産税課の船穂地区担当職員は、B、課長はCである。

経過

この地番の農地は、倉敷市内在住の、D氏が所有しているものであるが、農業委員会に農地転用の届出をしていない。農地の所有と農地の違法転用期間の確認については申立人がD氏から聴き取りをしている。違法転用地については、10年以上前から農地の違法転用が行われていて現在も盛土をして上には工事用重機が置かれていて実際に稼働している。非常に悪質な違法行為である。（現地写真添付）この農地の転用許可を出していない事が間違っ課税の原因になっているようだがそれではどうてい許される事では

ない。

記

市長は、所有者のD氏に対しては法令に農地の現状復帰の行政代執行を行い、過去10年以上職員が間違っして徴収した農地での課税ではなく、正常な状態での課税を行い、支払っていない期間の金額を損害賠償請求して頂きたい。又作為義務違反の職員に対しては、倉敷市が被った金額の損害を賠償請求をして頂きたい。

(2) 事実を証する書面

事実証明書, 事実証明書 (追加分)

これら事実を証する書面については、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める所定の要件を具備しているものと認め、平成30年6月25日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 請求書の補正

平成30年7月2日に下記の補正を受け付けた。

今回の違法行為の期間を、約30年に訂正。

2 監査対象事項

請求書, 提出された資料及び陳述から、監査対象事項は次のとおりとした。

(1) 倉敷市船穂町船穂●●●●番の土地 (以下「本件土地」という。) に対し、固定資産税に関する賦課を怠る事実の有無

(2) 時効により賦課できない年度の固定資産税に相当する額の損害賠償請求の可否

なお、D氏の行為を対象とする措置及び農地の転用許可に係る事実の有無については、本市の財務会計行為に関連があると認められないため、監査の対象からは除外した。

3 監査対象部署

市民局税務部資産税課, 農業委員会事務局

4 請求人による証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年7月19日、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が陳述を行い、その際、関係職員を立ち会わせた。請求人からの、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の要旨

倉敷市の固定資産税の課税徴収者は、本件土地が30年前から盛土をしているにも関わらず、農地として誤って課税し、倉敷市に損害を与え続けている。これは倉敷市職員の不作為である。

本件土地が盛土されていることについて、農業委員会は、チェック漏れと返事し、チェックして回ったと報告を受けている。課税の方も明らかに漏れているという返事で、動いていただいたと思う。違法行為が発覚しなかった理由は、まさかこんなことはないだろうという憶測で、きちんと仕事ができなかったということだ。不作為のある職員等については、市からそれなりの賠償等、方策を練って行っていただきたい。

5 関係職員の陳述

(1) 関係職員の陳述

平成30年7月19日、監査対象部署から陳述の聴取を行い、その際、請求人を立ち会わせた。

(2) 資産税課からの陳述の要旨

ア 特定の固定資産の賦課状況について

今回の措置請求においては、固定資産を特定されているが、地方公務員法第34条第1項及び第60条第2号による守秘義務、地方税法第22条「秘密漏えいに関する罪」の規定により、課税内容の個別的・具体的な説明はできない。

イ 固定資産税の賦課徴収について

課税客体は、市内に所在する土地、家屋及び償却資産である固定資産であり、その納税義務者は固定資産の所有者である。

固定資産税は、賦課課税方式がとられ、その徴収の方法は、普通徴収の方法により、納税通知書を納期限の10日前までに納税者に交付している。

課税標準額は、基準年度に係る賦課期日の価格であり、その価格は、適正な時価とされている。賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とし、固定資産の価格決定は、原則、市長が固定資産評価基準により価格決定を行う。

ウ 土地の評価について(地目の認定・地目)

地目の認定は、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体の状況を観察して認定し、原則として、一筆ごとに評価を行う。地目は、田、畑、宅地、山林、雑種地などに分けられ、基本的には不動産登記法上の取扱いと同様、具体的には不動産登記事務取扱手続準則に定められ、この準則で田は、農耕地で用水を利用して耕作する土地、宅地は、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地、雑種地は、各地目のいずれにも該当しない土地、とされている。

エ 地積について

各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は、原則として、登記簿に登録されている地積によるものとされている。

オ 宅地の評価について

宅地の評価は、路線価を基礎としそれぞれの画地の奥行、間口、形状等、画地の現状に応じて補正し、価格を算出して評価を行う市街地宅地評価法を採用している。

カ 資産税課の体制について

土地の実際の評価は、固定資産評価補助員が実地調査を行い、評価、課税をしている。平成30年度の資産税課土地担当は、係長2名、主任2名、副主任4名、主事9名、その他、非常勤嘱託職員3名が、評価・課税の事務の補助を行っている。平成30年度の課税状況は、土地の評価筆数 約59万筆、平成29年度においては、土地の登記異動件数は、延約4万4千件である。

キ 実地調査について

実地調査を行う際の資料としては、登記所からの登記簿に関する異動の通知、農地法に関する届出・許可のデータ、航空写真、建築確認の申請データ、建築リサイクル法に関する届出等を活用している。また、随時巡回目視により、市内の固定資産の異動の把握に努めている。

ク 固定資産の価格等に誤りを発見した場合の取扱いについて

固定資産の価格等に誤りを発見した場合の取扱いについては、固定資産課税台帳に固定資産の価格を登録した旨の公示の日以後における価格の修正は、地方税法第417条第1項に規定があり、「固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」とされている。

なお、更正、決定等を行うにあたっては、期間の制限があり、固定資産税については、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないこととなっている。

(3) 農業委員会事務局からの陳述

農業委員会事務局業務及び農地パトロールに関して陳述を受けたが、農業委員会事務局が資産税課に情報を伝達することはなく、固定資産税の賦課に関与がないと証言されており、記述を省略する。

第3 監査の結果

1 事実関係の認定

監査対象事項について、関係法令等との照合、関係書類等の調査、請求人及び関係職員の陳述、聴取の方法により実施した結果、次の事項を認定した。

(1) 固定資産税の概要と市における賦課徴収事務の実務等について

ア 固定資産税の概要

固定資産税は、賦課期日である1月1日現在の固定資産課税台帳に登録している土地、家屋及び償却資産を所有する者に対し、その土地等が所在する市町村が課税する地方税で、所有者が、資産の評価額に応じて負担する税である。税額は、市町村が、固定資産の評価の基準等を定めた固定資産評価基準によって価格を決定し、それを基に課税標準額を算定した後、課税標準額に一定の税率を乗じて算定される。市町村は、この税額等

を記載した納税通知書を納税者に交付することにより、賦課している。

イ 固定資産税の賦課徴収に関する法令の規定

固定資産税は、地方税法及び倉敷市市税条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり賦課徴収することとされている。

- (ア) 市は、固定資産である土地、家屋及び償却資産に対し、固定資産税を課する（地方税法第5条第2項第2号、第341条、第342条及び条例第3条）。
- (イ) 市は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない（地方税法第380条第1項）。
- (ウ) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在の登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録されている者に対し、100分の1.4の税率で課する（地方税法第343条第1項、同条第2項、同条第3項、第350条第1項、第359条、条例第58条、第65条、第66条及び第72条）。
- (エ) 市は、登記所から土地または建物の表示に関する登記の通知を受けた場合、遅滞なく、当該土地または家屋についての異動を土地課税台帳または家屋課税台帳に記載等しなければならない（地方税法第382条第3項）。
- (オ) 固定資産税の納期は4期に分かれ、本市における第1期の納期限は4月30日である（地方税法第362条第1項及び条例第73条第1項）。
- (カ) 固定資産税の賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができず、固定資産税を徴収する権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第17条の5第5項及び第18条第1項）。
- (キ) 固定資産の実地調査は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない（地方税法第408条）。
- (ク) 固定資産の価格等の登録がなされていないこと又はその価格等に重大な錯誤があることを発見したときは、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は価格等を修正し、固定資産課税台帳に登録し、納税義務者に通知しなければならない（地方税法第417条第1項）。
- (ケ) 地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（地方税法第20条の11）。

ウ 固定資産税の賦課事務の実務

市は、資産税課において固定資産税の賦課事務を行っている。

同課には、固定資産税の課税標準額算定のため固定資産課税台帳が備えられており、賦課期日である1月1日現在に、登記簿または固定資産課税台帳に所有者として登記または登録されているものに対し、100分の1.4の税率で課税している。その通知は、例年4月に、税額等の記載された納税通知書を納税者へ送付することにより行っている。固定資産税の納期は4期に分かれており、第1期の納期限は4月30日としている。

エ 未課税や修正が判明した場合の固定資産税の取扱い

地方税法第417条第1項に基づき、固定資産課税台帳に固定資産の価格を登録し

た旨の公示の日以後における価格の決定又は修正については、固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正しなければならないとされている。この場合においては、決定された価格等は、遅滞なく納税義務者に通知するものとなっている。

オ 固定資産税の賦課に係る時効

更正・決定等を行うにあたっては地方税法第17条の5第5項に期間の制限が設けられており、不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてははすることができない。本件の場合、法定納期限が平成25年4月30日である平成25年度以前の賦課分については課税漏れが判明しても課税することができないことになる。

(2) 本件土地について

本件土地は登記されており、土地登記全部事項証明書から、登記簿上の本件土地の概要は以下のとおりであることが認められ、同証明書により、昭和54年5月15日からD氏が本件土地の所有者であることが確認された。

所在 倉敷市船穂町船穂●●●●●
地番 ●●●●番
地目 田
地積 1356平方メートル

本件土地については、提出された平成5年、平成8年、平成11年、平成14年、平成17年、平成20年、平成23年、平成26年、平成29年撮影の各航空写真等から、南側半分以上の土地が盛土されていることが判別できる。なお、最も古い平成5年の撮影年月日は平成5年1月であり日付は不詳であった。

なお、土地課税台帳、土地補充課税台帳への記載の有無及び実地調査の記録等については、地方公務員法第34条第1項、第60条第2号の守秘義務に関する規定、並びに地方税法第22条の規定により、関係職員からの資料提出及び説明がなかったため、事実確認はできなかった。

(3) 固定資産税の賦課における実地調査について

ア 固定資産の実地調査に関する法令の規定

地方税法第408条の規定により、市は固定資産評価員又は固定資産評価補助員に市所在の固定資産の状況を毎年、少なくとも1回実地に調査させなければならないと規定し、固定資産の価格等は毎年3月31日までに決定しなければならないとされている。

ただし、実地調査は短期間に市内に所在する固定資産の全てについて、かつ、その細部にまでわたって綿密な調査を行うことは極めて困難であり、必ずしも全部の資産について、細部の一々にわたってまで行われなくとも、その固定資産の状況を知り得る程度に行われれば足りるものと解すべきであるとの見解が示されている。(財団法人地方財務協会が刊行する固定資産税務研究会編「固定資産税逐条解説」より)。

イ 固定資産の実地調査の実情

市は、平成30年度において資産税課土地係に係長以下20名を配し、市内全域を地区

ごとに割り振り，実地調査の方法は，地方税法第382条第1項の規定に基づく法務局からの登記事項異動通知，農地法に関する届出・許可のデータ，航空写真，建築確認の申請データ，建築リサイクル法に関する届出等により，土地の分合筆，地目変更，権利異動，宅地の利用状況の変更等があったことを知った場合に，所要の調査を行うほか，倉敷市土地評価事務の手引に定められた実地調査の基準に従い，随時巡回目視を行い課税客体の把握に努めている。

ウ 土地の評価

土地の評価は，地目の別に評価を行い，地目の認定に当たっては土地の現況及び利用目的に重点を置き，部分的に僅少の差異の存するときであっても，土地全体としての状況を観察し，一般の社会通念に照らし，客観的に妥当と認められる地目で認定し，評価を行っている。地目の認定に当たっては，1月1日現在の利用状況により行うもので，基本的に不動産登記法上の取扱いと同様とされている。

エ 本件土地に対する課税状況

資産税課に，本件土地に関する課税状況及び賦課に係る実地調査の資料の提出を求めたが，地方公務員法第34条第1項及び第60条第2号による「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」旨の守秘義務及び税務職員においては地方税法第22条に「秘密漏えいに関する罪」の規定に基づき，個別・具体的な事案については説明できないとの回答があった。また，陳述においても同様の結果であった。

したがって，本件土地に係る課税実態及び課税の経過は不明である。

2 監査委員の判断

以上のような事実関係に基づき，本件監査請求について，以下のとおり判断する。

(1) 賦課を怠る事実の有無について

本件土地については，監査対象部署から提出された航空写真から，平成5年1月以降平成29年まで本件土地の一部が盛土されていることが判別できる。

関係職員によれば，一般的には，「実地調査の方法は，地方税法第382条第1項の規定に基づく法務局からの登記事項異動通知，農地法に関する届出・許可のデータ，航空写真，建築確認の申請データ，建築リサイクル法に関する届出等により，土地の分合筆，地目変更，権利異動，宅地の利用状況の変更等があったことを知った場合に，所要の調査を行うほか，随時巡回目視を行い課税客体の把握に努めている。」とのことであるから，本件土地においても同様の調査が行われていたはずであるものと思料される。

前述のとおり，関係職員から土地課税台帳等の内容や賦課のための現地調査の内容及びその結果について，資料提出や陳述がなされず，本件土地に係る課税実態及び課税の経過を具体的に把握しえない状況のもとでは，疑念は残るものの，現況に照らし適正な課税がなされていないと直ちに断定することはできない。

よって，本件で認定した事実関係から賦課を怠る事実があったとまでは認定することができないが，疑義が生じている以上，適正な課税がなされているかについて，再度調査することが必要であると考えられる。

(2) 時効により賦課決定できない年度に対する損害賠償請求について

本件土地に対する賦課については，地方税法第17条の5第5項により更正・決定等を行うにあたって期間の制限が設けられており，不動産取得税，固定資産税又は都市計画税

に係る賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができないと示されている。したがって、仮に、賦課を怠ったものがあったとしても、平成25年度以前の賦課分については課税することができない。

そこで、遡って課税できないものについて、損害賠償を請求できるかについてであるが、本件土地について、前述のように本件土地の固定資産の状況に関する資料の提出や陳述がされず、土地課税台帳等の内容や賦課のための現地調査の内容及びその結果が不明であるため、過失及び損害の有無等、損害賠償請求権が生じる前提となる事実の認定ができず、その結果、損害賠償請求の可否についても、これを是認することはできない。

第4 結論

以上の結果、本件住民監査請求は、請求人の主張については理由がないものと判断せざるをえない。

第5 意見

固定資産税の賦課については、適正に行われているものと思料されるが、先に指摘した疑念を払拭することもできないため、本件土地については、改めて実態に即した適正な賦課がなされているかを確認・調査し、仮に実態に即した固定資産の評価及び課税となっていなければ、これを更正することが必要である。